

令和8年2月23日

成美興業株式会社
代表取締役 佐久間 哲也 殿

**(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台新築工事に伴う
解体工事再開に当たっての質問書 (その2)**

(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台計画
近隣住民及び周辺住民37家族

前略 貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、解体工事の再開に当たり、令和8年2月21日に、全28項目(3問は、その場で回答済み)の質問書を交付しました。交付の際に、貴社担当者らと議論となった新たな質問を以下に記載しますので、書面にて回答ください。

記

住民らから、「土壌汚染の再調査に係る住民側からの調停申出をFJネクストが受けたのであるから(貴社はまったく知らなかった情報)、その調停が終わるまでは、争点となっている事項の現場保存を行う観点から、解体工事を停止すべきではないのか?」、「再調査を行わないと労働者及び住民の健康被害が発生する危険性があるか?」、「このまま解体工事を強行した場合に、成美興業が土壌汚染の証拠隠滅の片棒を担ぐのでは?」等の質問が集中しましたが、貴社の担当者らは「FJネクストから、解体工事は2月24日から着工しとの厳命を受けており成美興業の一存では、工事を停止することは不可能である。」との主張が繰り返されました。

そこで、住民らから、「調停を受けるとの話は、貴社が知らなかった情報であり、FJネクストと協議して、解体工事の着工を一時停止するか否かの協議を行い、回答をして下さい。」との新たな質問がありましたので、その協議結果につき書面により回答してください。

なお、工事概要の説明の際に、工期に関しては、予定工期よりも1か月ほど早く終わる予定であるとの説明であり、現状、停止可能な状況であることを確認しました。従って、その旨を付言したうえで、近隣住民及び周辺住民総意で、土壌汚染未調査箇所に係る調停が終わるまで解体工事を停止することを、横浜市がFJネクストに対し指導することを文書要請(2/23付)したことを申し添えます。

草々

【注】本書簡は、個人情報保護の上で、「青空を渡さない会」のホームページに掲載予定です。貴社からの回答書についても、同様に掲載予定です。